

舟形町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

平成 30 年 3 月

舟形町

■目次

1. 背景	P1
2. 基本的事項	P2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	P4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	P6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	P7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	P10
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<参考資料>	P12
(1) 舟形町地球温暖化対策委員会設置要綱	
(2) 対象区分及び対象施設一覧	
(3) 対象区分別の温室効果ガスの排出量	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

舟形町においても、公共施設へのLED照明導入など、省エネ設備への更新を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

[参考] 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 計画の基本的事項

(1) 目的

舟形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「舟形町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、舟形町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

舟形町事務事業編の対象範囲は、舟形町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

舟形町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2018年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2022年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2018	2019	2020	2021	2022	…	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→							

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

舟形町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び舟形町総合計画等に即して策定します。

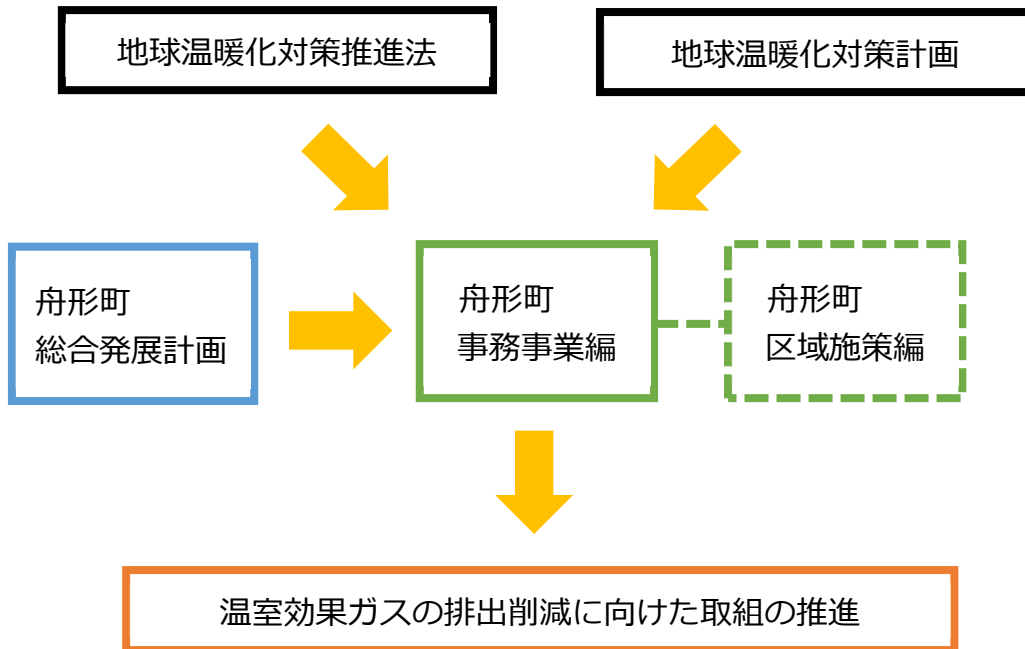


図 2 舟形町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガス排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

舟形町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、2,695t-CO₂となっています。

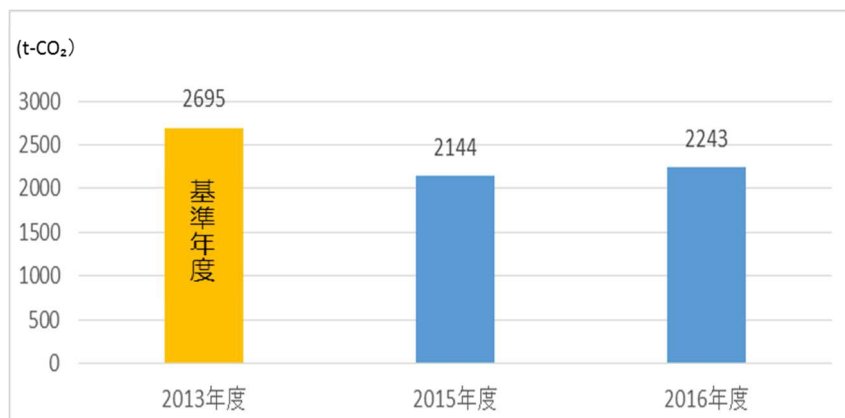


図3 舟形町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、スポーツ・レクリエーション系施設（若あゆ温泉等）が全体の32%を占め、次いで下水道施設17%、上水道施設13%、学校教育系施設（小中学校）13%、行政系施設（町役場庁舎）10%、町民文化系施設（中央公民館等）5%、消雪施設4%、子育て支援施設（ほほえみ保育園）3%となっています。

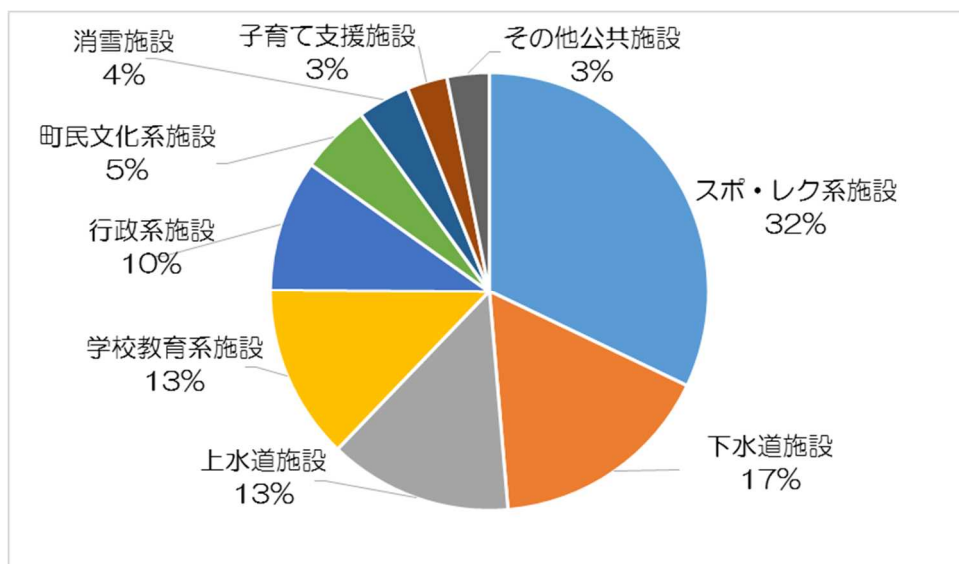
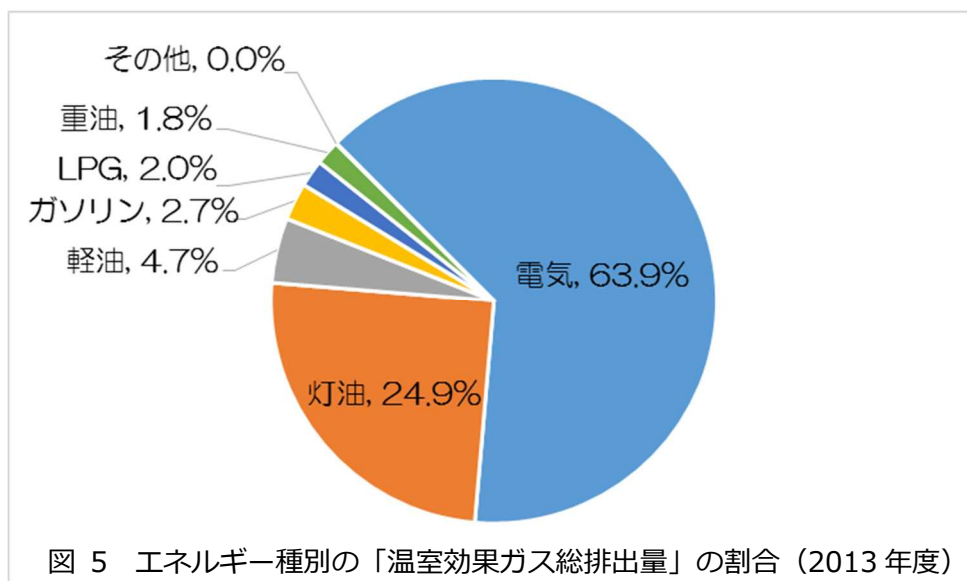


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の63.9%を占め、次いで灯油24.9%、軽油4.7%、ガソリン2.7%となっています。



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

舟形町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 下水道接続戸数の増加によるエネルギー消費量の増加
- 温泉利用者の増加(2013→2016 : +1.5 万人)に伴うエネルギー消費量の増加
- 加工施設の新設に伴う電力消費量の増加

② 減少要因

- 防犯灯の LED 改修に伴う電力消費料の減少
- 斎場の炉改修に伴う燃焼効率 UP による燃料使用量の減少
- 舟形小学校、農村環境改善センター、生涯学習センターへの太陽光発電設備の導入に伴う電力自家消費

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、舟形町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画及び山形県地球温暖化対策実行計画の中期目標を踏まえ、目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で26%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	2,695t-CO ₂	1,995t-CO ₂
削減率	—	26%

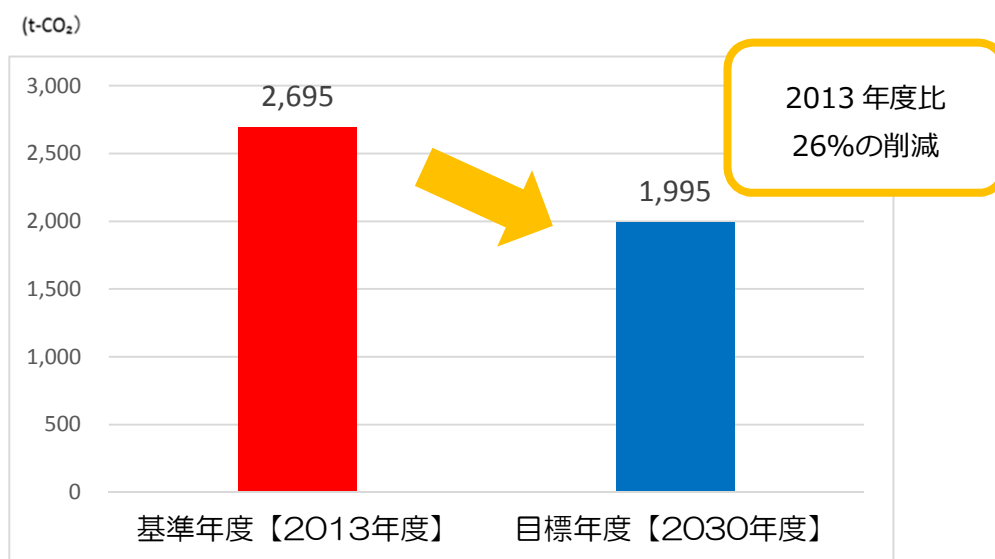


図 6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

【庁舎等の設備・機器の保守管理、運用改善に関する取組】

項目	取組内容
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・コピー機やテレビ等のO A 機器の共用化と台数の見直し・O A 機器等のエネルギー消費効率の優れた機種への変更
熱源	<ul style="list-style-type: none">・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整・電熱ヒーターの使用は控える
空調	<ul style="list-style-type: none">・室内温度設定は冷房時 28 度、暖房時 20～23 度を目安とし、心身への付加に配慮した上での適正な運転を心がける・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上・コンピュータ室の冷房は、コンピュータ性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める
照明	<ul style="list-style-type: none">・照明器具の定期的な保守及び点検・外灯、防犯灯は利用形態や日照時間等実情に応じ、適切な点灯箇所や点灯時間の設定
その他	<ul style="list-style-type: none">・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ヒートポンプシステムの導入
	・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・空調対象範囲の細分化
	・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新
	・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・人感センサーの導入
	・LEDや有機EL等、高効率照明設備の導入
建物	・高断熱ガラス、二重サッシの導入
	・グリーンカーテンによる省エネ、環境美化の取組み

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

項目	取組内容
物品購入等	・グリーン購入基準に基づいた物品や、低公害車等の調達を推進
	・環境配慮契約法を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に配慮した契約の推進に努める

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・既存施設及び新施設への太陽光等の再生可能エネルギーや排熱等の未利用エネルギーの活用を推進

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

【日常業務に関する取り組み】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・ 給湯供給時間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ 相乗り、エコドライブの推進

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(3) 推進体制

舟形町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「舟形町地球温暖化対策委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策実行責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 舟形町地球温暖化対策委員会

町長を委員長、副町長及び教育長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。舟形町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 舟形町地球温暖化対策委員会事務局

まちづくり課長を事務局長とし、まちづくり課職員で構成します。事務局は、対策委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、対策委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

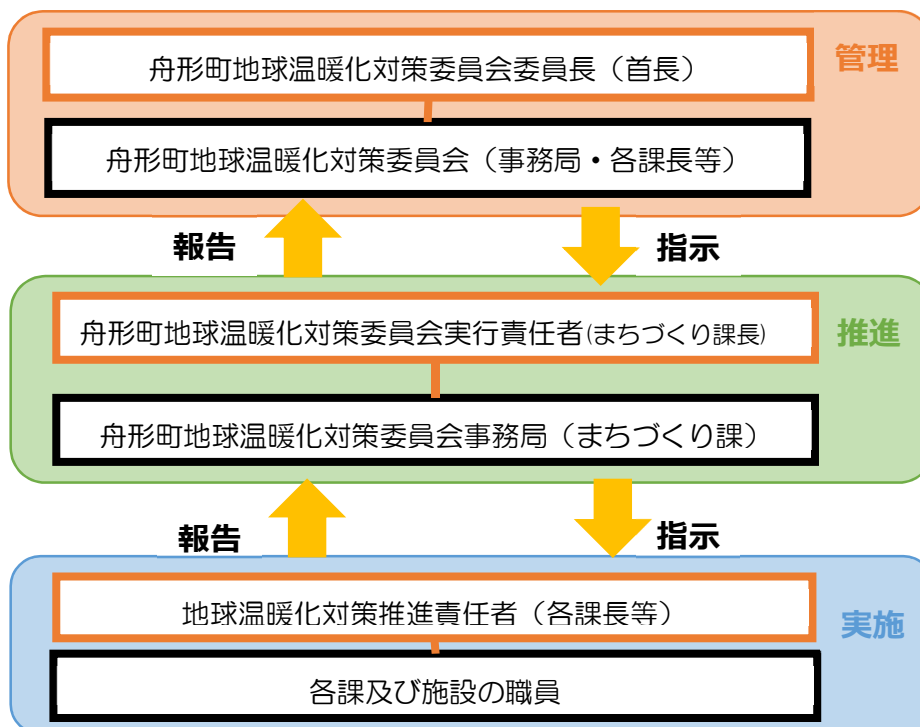


図 7 舟形町事務事業編の推進体制

(4) 点検・評価・見直し体制

舟形町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、舟形町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

舟形町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して対策委員会に報告します。対策委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

対策委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2022年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2023年度に舟形町事務事業編の改定を行います。

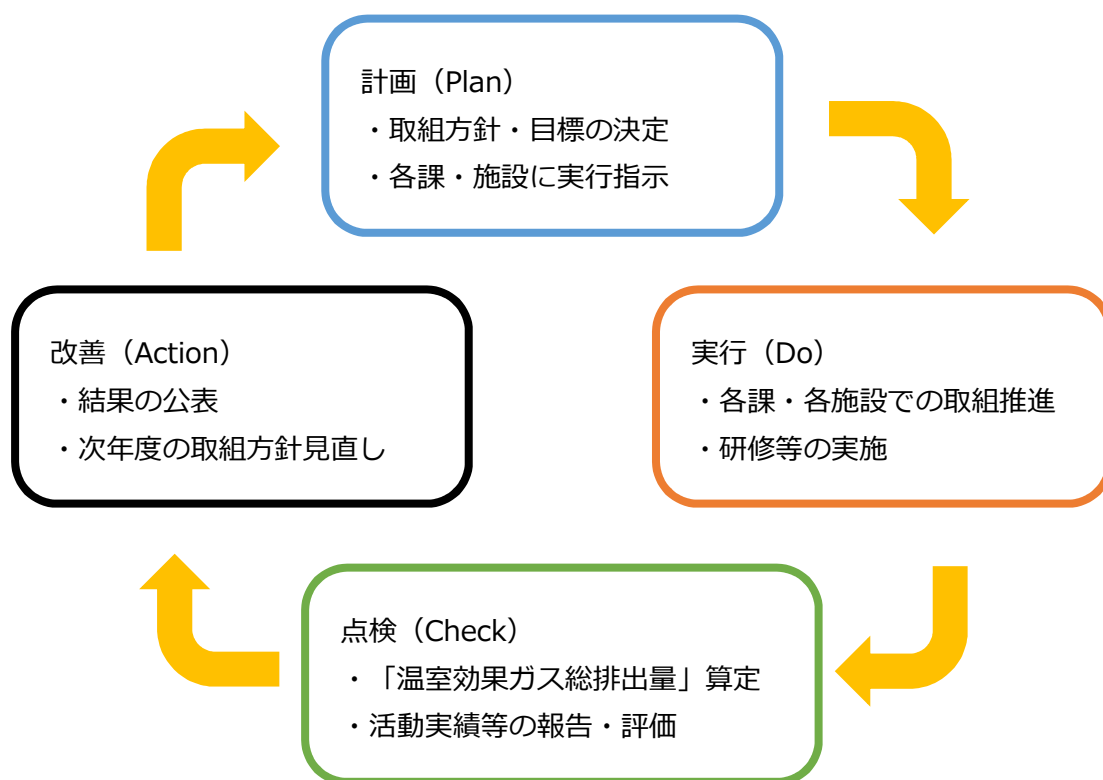


図 8 毎年のPDCAイメージ

(5) 進捗状況の公表

舟形町事務事業編の進捗状況は、舟形町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

■ 参考資料

(1) 舟形町地球温暖化対策委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 29 日 訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 「舟形町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「舟形町地球温暖化対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、実行責任者及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、まちづくり課長をもって充てる。

5 委員は、課等の長(町長部局の課長等、教育委員会の課長、会計管理者並びに議会事務局の長をいう。)をもって充てる。

(委員会)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第 5 条 部会は、委員長から指示された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから委員会が指名する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、まちづくり課企画調整係において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 対象区分及び対象施設一覧

大分類		中分類		住所
1	町民文化系施設	1	農村環境改善センター	富田字根渡 1265-25
		2	堀内生活改善センター	堀内字杭積場 116-5
		3	富長交流センター	富田字高倉山 1945-2
		4	舟形町中央公民館	舟形字舟形 126
		5	幅コミュニティセンター	長沢字九郎沢 3
		6	生涯学習センター	長沢字平石 1072
		7	長沢交流センター	長沢字平石 1071-3
2	社会教育系施設	1	歴史民俗資料館 管理棟	舟形字小田山 2679-137
3	スポーツ・レクリエーション系施設	1	観光物産センター	舟形字西ノ前
		2	長沢交流センター	長沢字平石 1071-3
		3	B&G 海洋センター	舟形字平林 448-4
		4	舟形若あゆ温泉あゆっこ村	長沢字スルス沢 8067
4	産業系施設	1	農林漁業体験実習館	舟形字小田山 2679-1
		2	舟形町鮎中間育成施設	舟形町舟形 4723
		3	富田排水機場	富田字富田 63
5	上水道施設	1	第1十二河原水源地	舟形字十二川原 1556-7
		2	第1長沢ポンプ場	長沢字長沢山 3842-1
		3	第1内山ポンプ場	長沢字黒森 7167-144
		4	第1大平ポンプ場	長沢字大平 7599-2
		5	第1猿羽根山ポンプ場	舟形字堺ノ峯 3439-17
		6	第2小松水源地	舟形字小松 2017
		7	第2沖の原浄水場	長者原字七折沢 1797-2
		8	第2原田山配水池	長者原字原田山 1536-2
		9	第2福寿野ポンプ場	長者原字福寿野 1210-1
		10	第2富田浄水場	富田字矢弓 1-8
		11	第2横山ポンプ場	堀内字中村 2413-7
		12	第2西又ポンプ場	堀内字山家 2152-2
		13	第2洲崎ポンプ場	堀内字洲崎平 4679-2
		14	第1長尾ポンプ場	長沢字羽の瀬 672-2
6	下水道施設	1	舟形浄化センター	舟形町長者原 933-4
		2	上長沢美水センター	舟形町長沢 864-1
		3	長沢美水センター	舟形町長沢 1360
		4	長者原美水センター	舟形町長者原 131-1
		5	富田美水センター	舟形町富田 216
		6	堀内美水センター	舟形町堀内 4600-1

7	学校教育系施設	1	町立舟形小学校	舟形字ハリヨ 4560
		2	舟形町立舟形中学校	舟形字大堀 542-5
		3	舟形町スクールバス格納庫	舟形字舟形 1618-23
8	子育て支援施設	1	町立舟形町ほほえみ保育園	舟形字ハリヨ 4545
9	保健・福祉施設	1	保健センター	舟形字野々田 263
		2	老人いこいの家（清流荘）	舟形字西ノ前 352-10
10	医療施設	1	舟形診療所	舟形字西ノ前
11	行政系施設	1	舟形町役場庁舎	舟形字野々田 263
		2	舟形町役場庁舎 第2庁舎	舟形字野々田 263
12	公営住宅	1	町営住宅（舟形第3）	舟形字舟形 94-10
		2	町営住宅木友団地	舟形字大堀 2080-1
		3	子育て支援住宅	舟形字ハリヨ 1684-3 ほか
		4	舟形定住モデル住宅3号棟	舟形字西ノ前 309-1
		5	西堀集合住宅	舟形字大堀 541-20
		6	舟形駅前定住促進住宅	舟形字西ノ前 365-14
		7	堀内定住促進住宅	堀内字杭積場 106-8
		8	新雪国エコ環境住宅	堀内字杭積場 112-10
13	公園	1	猿羽根山公園	舟形字堺ノ峯 3431-5
		2	アユパーク公衆用便所	長沢字関田
		3	最上小国川リバーサイドアユパーク	舟形字千鳥袋 1206-85
14	その他公共施設	1	うど山斎場	長沢字関田
		2	建設機械格納庫 車庫	舟形字宮田 588-8
		3	バス格納庫（郵便局前）	舟形字野々田 6
15	供給処理施設	1	舟形町除雪ステーション	長沢字関田 1437-1
16	屋外照明	1	道路灯、防犯灯、街路灯	
17	消雪施設	1	消雪・融雪設備	
18	防災設備	1	防災無線・放送設備	

(3) 対象区分別の温室効果ガスの排出量

大区分		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)		
		2013 (基準)	2015	2016
1	町民文化系施設	139	138	142
2	社会教育系施設	1	1	1
3	スポーツ・レクリエーション系施設	865	881	905
4	産業系施設	5	15	14
5	上水道施設	365	359	365
6	下水道施設	446	422	473
7	学校教育系施設	348	347	378
8	子育て支援施設	80	67	76
9	保健・福祉施設	3	4	2
10	医療施設	-	-	-
11	行政系施設	263	219	255
12	公営住宅	-	-	-
13	公園	7	8	6
14	その他公共施設	68	48	41
15	供給処理施設			
16	屋外照明			
18	防災設備			
17	消雪施設	105	103	89